

プロトコルの改訂内容	
第一版	第二版
1)①成分名が同一の銘柄変更 例:ベネット錠 17.5mg → アクトネル錠 17.5mg → リセドロン酸 Na 錠 17.5mg「タナベ」 * 先発品間でも可(但し薬剤料が同じあるいは低くなる場合のみ)。	1)①成分名が同一の銘柄変更 例:ベネット錠17. 5mg → アクトネル錠17. 5mg → リセドロン酸 Na 錠17. 5mg「タナベ」 * 先発品間でも可 ※後発品から先発品への変更可(ただし流通の問題で該当薬剤が入手困難な場合に限る)
2)⑨薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用剤の本数の変更も含む)、および、Do 処方が行われたために処方日数が必要日数に満たないと判断される場合の投与日数の適正化 例:プラビックス錠 25mg 30 日分 → 27日分(3日分残薬があるため) 例:ニゾラルクリーム2% 3本 → 2本 (1本残薬があるため)	2)⑨薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用剤の本数の変更も含む)、および、Do 処方が行われたために処方日数が必要日数に満たないと判断される場合の投与日数の適正化 例:プラビックス錠25mg 30日分 → 27日分 (3日分残薬があるため) 例:ニゾラルクリーム2% 3本 → 2本 (1本残薬があるため) ※ただし、削除は行わない。(処方歴が途絶えてしまう可能性があるため)最低1日分とする。
3)⑭ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合) 例:(他の処方薬が14 日分処方の時) フォサマック錠 35mg(週1回製剤) 1錠 分1 起床時 14 日分 → 2日分	3)⑭ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤、DPP4阻害薬の週1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合) 例:(他の処方薬が14日分処方の時) フォサマック錠35mg(週1回製剤) 1錠 分1 起床時 14日分 → 2日分
4)⑰当院指定の「隔日用法(実日数併記)」を使わず、「1日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合) 例:(他の処方薬が30 日分処方の時) アトルバスタチン OD 錠10mg「トーワ」 1錠 分1朝食後 1日おき 30 日分 → 15 日分	4)⑰「1日おきに服用」や曜日指定などのコメントがある処方の、処方日数が一致しない場合に処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合) 例:(他の処方薬が28日分処方の時) アトルバスタチン OD 錠10mg 1錠 分1 朝食後 1日おきに服用 28日分 → 14日分 バクタ配合錠 1錠 分1 朝食後 週3回(月水金) 28日分 → 12日分

プロトコルの改訂内容	
第一版	第二版
(記載なし)	【処方変更・調剤後の連絡】 プロトコルの適応にて処方変更して調剤した場合は、その内容を院外処方箋窓口 (FAX 送信コーナー) へ FAX にて連絡してください(受付時間: 平日9時～17時30分、FAX: 073-441-0731)。次回からの処方に反映するようにしますが、システムの都合上、修正できない場合があります(薬品マスターがない薬品に変更した場合など)。その場合は、同一患者による同一の変更調剤の内容であっても、報告は必要となります。 プロトコル適応後は、処方箋に規定の押印「和医大病院との合意による変更」を徹底してください。
5) 3つのプロトコルについて、トレーシングレポートの添付が必須 ・アドヒアランス等の理由により、半割、粉碎あるいは混合すること、あるいはその逆(規格追加も含む) ・「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由により一包化調剤すること ・薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調節(短縮)して調剤すること(外用剤の本数の変更も含む)、および Do 処方が行われたために処方日数が必要日数に満たないと判断される場合の投与日数の適正化	トレーシングレポートの添付を削除(処方箋に変更理由を必ず記載する)

FAX 番号を統一	
第一版	第二版
*お問い合わせは、新規合意等に関する急を要さない場合は下記 FAX でお願いします。 *急を要する場合は、合意とは別に診療科に代表番号で従来の疑義照会をお願いします。 連絡先 TEL 073-447-2300(代表) FAX 073-441-0821(薬剤部直通) 和歌山県立医科大学附属病院 薬剤部 企画・調整係 園部・金子 *従来の疑義照会による変更・調剤後の連絡は、院外処方窓口(FAX 受信コーナー)へお願い します。 FAX 073-441-0731(FAX 受信コーナー)	プロトコルの適応にて処方変更して調剤した場合は、その内容を院外処方箋窓口(FAX 送信コーナー)へ FAX にて連絡してください(受付時間:9時～17時30分、FAX:073-441-0731)。